

民事執行法の改正により入札時に
次の書面の提出が必要になりました。



暴力団員等に
該当しない旨の

陳 述 書

入札する日において発行後3か月以内の

住民票 資格証明書

(個人の場合)

(法人の場合)

宅地建物取引業の免許証のコピー

(宅地建物取引業者の場合)

※入札時に、入札書ごとに陳述書、住民票・資格証明書を提出しないと入札が無効になります。

※住民票・資格証明書は、入札する日において発行後3か月を超えるものを提出した場合、入札が無効となります。

※記載に不備があった場合、入札が無効になることがあります。

【入札方法に関する問合せ】

東京地方裁判所民事第21部（民事執行センター）執行官室不動産部

☎03-5721-6395

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 2月10日

東京地方裁判所民事第21部

裁判所書記官 鈴木 知 保

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 2月26日 午前 9時00分から 令和 8年 3月 5日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 3月11日 午前 9時30分 場 所 東京地方裁判所民事執行センター売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 3月19日 午前11時00分 場 所 東京地方裁判所民事第21部
特別売却 実施期間	令和 8年 3月12日 午前 9時20分から 令和 8年 3月16日 午後 5時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 2月10日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 7 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	16, 590, 000 13, 272, 000	一括	3, 318, 000	211, 033	45, 221
1	8, 940, 000				
2	7, 650, 000				



物件目録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 世田谷区代田六丁目1013番地7

構 造 軽量鉄骨・鉄筋コンクリート造スレート葺地下1階付
2階建

床 面 積 1階 71.61平方メートル
 2階 54.16平方メートル
 地下1階 48.28平方メートル

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 代田六丁目1013番7の2

種 類 居宅

構 造 軽量鉄骨・鉄筋コンクリート造地下1階付1階建

床 面 積 1階部分 69.86平方メートル
 地下1階部分 45.81平方メートル

所有者 A

2 所 在 世田谷区代田六丁目

地 番 1013番7

地 目 宅地

地 積 169.68平方メートル

共有者 A 持分500000分の79728



物 件 明 細 書

令和 8年 1月 7日

東京地方裁判所民事第21部

裁判所書記官 鈴木 知 保

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 1】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、執行裁判所の裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。



- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。このほか、B I Tシステムのお知らせメニューにも登載されています。



物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在	世田谷区代田六丁目 1013番地7		
構 造	軽量鉄骨・鉄筋コンクリート造スレート葺地下1階付 2階建		
床 面 積	1階	71.61	平方メートル
	2階	54.16	平方メートル
	地下1階	48.28	平方メートル

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号	代田六丁目 1013番7の2		
種 類	居宅		
構 造	軽量鉄骨・鉄筋コンクリート造地下1階付1階建		
床 面 積	1階部分	69.86	平方メートル
	地下1階部分	45.81	平方メートル

所有者 A

2 所 在 世田谷区代田六丁目

地 番	1013番7
地 目	宅地
地 積	169.68平方メートル

共有者 A 持分500000分の79728



令和7年(ヌ)第266号
令和7年11月5日受理
令和7年11月21日提出
(評価人：萩原謙介)

現況調査報告書

東京地方裁判所

執行官 中 野 真 英

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物件目録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 世田谷区代田六丁目1013番地7

構 造 軽量鉄骨・鉄筋コンクリート造スレート葺地下1階付
2階建

床 面 積 1階 71.61平方メートル
 2階 54.16平方メートル
 地下1階 48.28平方メートル

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 代田六丁目1013番7の2

種 類 居宅

構 造 軽量鉄骨・鉄筋コンクリート造地下1階付1階建

床 面 積 1階部分 69.86平方メートル
 地下1階部分 45.81平方メートル

所有者 A

2 所 在 世田谷区代田六丁目

地 番 1013番7

地 目 宅地

地 積 169.68平方メートル

共有者 A 持分500000分の79728



(区分所有建物用2)

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	東京都世田谷区代田六丁目26番17号		
建物	物件1		
種類・構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類： 構造： 床面積：		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を居宅として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
管理費等の状況	■管理費等なし 管理費等の月額額は以下のとおり 管理費 円 修繕積立金 円	令和 年 月 日現在 ☐ 滞納はない ☐ 滞納がある 計 円 令和 年 月分～ 年 月分 ☐ 遅延損害金（年 %）計 円 ☐ 「その他の事項」欄参照	
管理費等の照会先			
その他の事項			
土地	物件2		
現況地目	☒ 宅地（物件2） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		
占有者及び占有状況	☒ 土地共有者A、B ☐ その他の者 上記の者らが本件土地上に上記区分建物を所有し、一棟の建物の敷地として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある	地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号 保管開始日 令和 年 月 日	
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ C (建物所有者 A の娘)	- 私は、本件建物所有者 A の娘です。本件建物には A が住んでいます。A は高齢なので、私が定期的に本件建物に滞在して生活の介助などの世話をしています。そのため、表札や郵便受けに私の姓も表示しているのです。なお、玄関には D の表札もありますが、D は A の夫で、他界しています。 - 地下 1 階の明かり取りの窓部分から雨漏りがします。また、地下 1 階は、ポンプに原因不明の不具合があり排水ができない状態になっています。そのため、設置しているキッチンなどは使用できません。 - ペットは飼っていません。 - 本件土地に隣接する地番 1013 番 14 の土地は私が所有していますが、本件土地の接道面の間口が狭いことから、事実上通行の用に供しています。その使用に関しては、何らの取決めもしていないし、金銭の授受等もありません。 - 本件は、本年内に任意解決する予定です。 (令和 7 年 11 月 14 日面接聴取)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所記載のとおり

執 行 官 の 意 見

1. 本件対象物件の状況は、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付写真のとおりである。
2. 本件建物の占有状況等は、次のとおりであった。
 - ① 郵便受け及び玄関表札には、所有者の姓が表示されていた。
 - ② 初回臨場時には不在であったが、立入調査時はC（所有者の娘）が在宅し、同人から「関係人の陳述等」欄記載の要旨を聴取した。
 - ③ 本件建物は、室内に家具や日常生活用品等があり、個人の居宅として使用されていた。
3. 上記現場の状況及び前記関係人の陳述等から、本件建物は、所有者が居宅として占有していると認められた。
4. 本件土地は、いわゆる旗竿地の形状で、道路に至る東側部分は、隣接する地番1013番14の土地（その所有者は本件建物所有者の娘C）とともに通路状になっているが、本件土地そのものの接道面の間口は2メートルに満たず、建築基準法上の接道要件を満たさない。

以 上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所記載のとおり

(調査経過用)

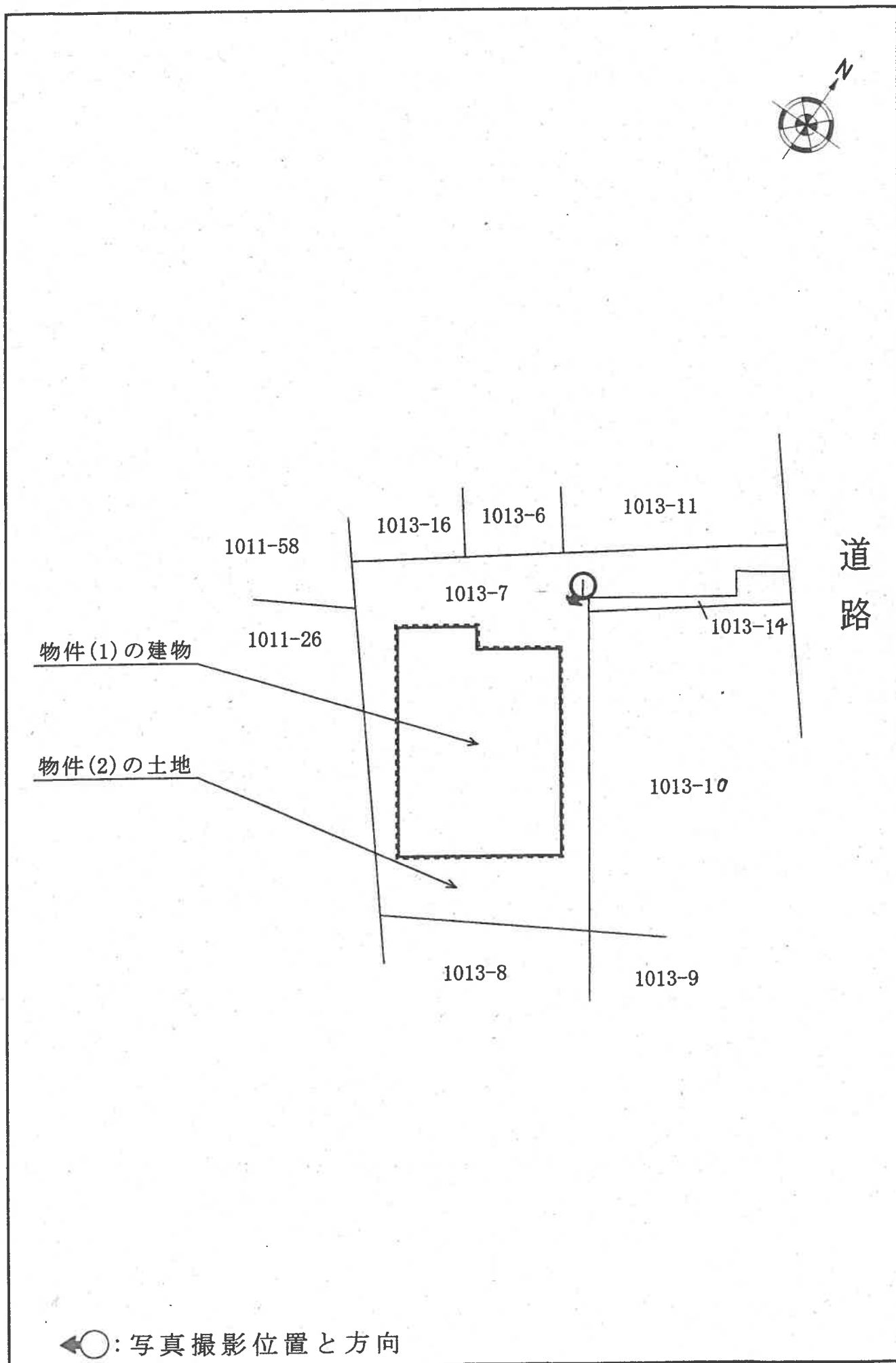
調 査 の 経 過

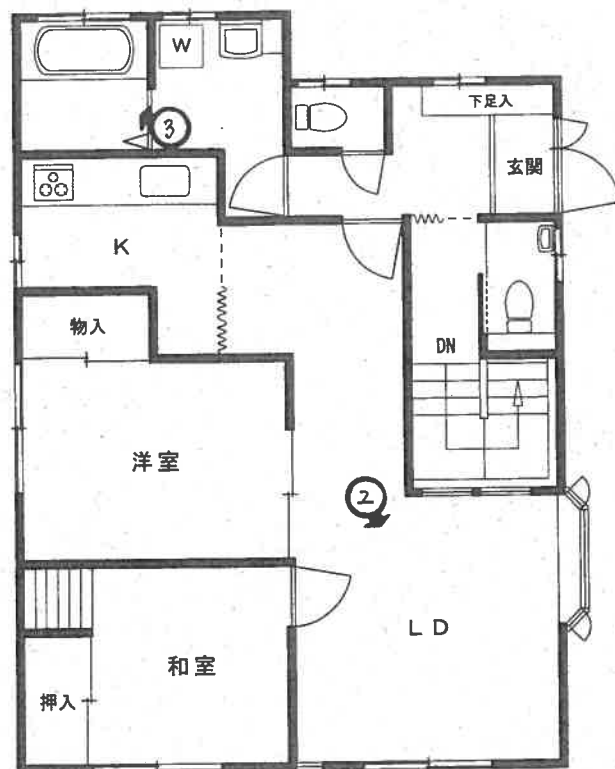
調 査 の 日 時	調査の場所等	調 査 の 方 法 等
令和7年11月7日 15:22-15:33	物件所在地	■物件確認 ■物件調査 ■占有調査 ■写真撮影 □図面作成 □評価人同行 □占有者等から面接聴取 ■占有者に対する臨場日時通知書・照会書投函
令和7年11月14日 14:00-14:23	物件所在地	■物件確認 ■物件調査（立入調査） ■占有調査 ■写真撮影 ■図面作成 ■評価人同行 ■C（建物所有者Aの娘）から面接聴取
令和7年11月17日	当庁	■不動産登記情報取得（本件一棟の建物のうち2階部分の建物（家屋番号：代田六丁目1013番7の3））
令和7年11月17日	当庁	■不動産登記情報、地積測量図情報取得（地番1013番14の土地）

(特記事項)

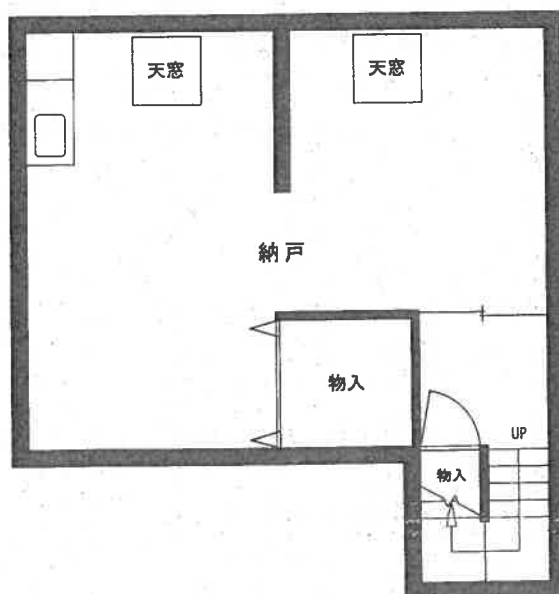
- ☒ 令和 7 年 1 月 1 4 日
目的物件が不在で施錠されている場合に備えて、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。
- ☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。
- ☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。
- ☐

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所記載のとおり





1 階



地下 1 階

←○: 写真撮影位置と方向

1



2



3



令和 7 年（ヌ）第 2 6 6 号
令和 7 年 1 1 月 1 4 日 現地調査
令和 7 年 1 1 月 1 8 日 評 価

東京地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 萩原 謙介

第1 評価額

一 括 価 格	
金 16,590,000 円	
内 訳 価 格	
物件1（建物）	金 8,940,000 円
物件2（土地）	金 7,650,000 円

- 1 一括価格は、物件1及び2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件2の内訳価格は物件1のための敷地利用権等価格を控除した価格であり、物件1の内訳価格は当該敷地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件の内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	次頁物件目録記載のとおり		
2	次頁物件目録記載のとおり		(住居表示) 世田谷区代田6丁目26番17号
特 記 事 項			
	なし		

* 現況欄に記載のない事項については，登記記録とほぼ同じである。

物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 世田谷区代田六丁目1013番地7

構 造 軽量鉄骨・鉄筋コンクリート造スレート葺地下1階付
2階建

床 面 積 1階 71.61平方メートル
 2階 54.16平方メートル
 地下1階 48.28平方メートル

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 代田六丁目1013番7の2

種 類 居宅

構 造 軽量鉄骨・鉄筋コンクリート造地下1階付1階建

床 面 積 1階部分 69.86平方メートル
 地下1階部分 45.81平方メートル

所有者 A

2 所 在 世田谷区代田六丁目

地 番 1013番7

地 目 宅地

地 積 169.68平方メートル

共有者 A 持分500000分の79728

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件2）

位 置 ・ 交 通	京王電鉄井の頭線「新代田」駅の北東方道路距離約460m（徒歩約6分）、世田谷区代田6丁目26番街区に位置する。（別添「位置図」参照）	
付 近 の 状 況	幅員約4.9m道路沿いに一般住宅を中心とする住宅地域	
主な公法上の 規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火地域 その他の規制	市街化区域 第一種低層住居専用地域 50% 150% 準防火地域 日影規制：4h, 2.5h 1.5m 第1種高度地区 絶対高さ：10m 敷地規模の最低限度：80㎡ 緑化地域：あり 宅地造成等工事規制区域：あり 景観計画区域：一般地域（低層住宅系ゾーン）
画 地 条 件	地 形 間 口 ・ 奥 行 地 勢 そ の 他	積 状 169.68㎡ 不整形 間口約1m・奥行最大約19m 南東方にやや低く傾斜 特になし
接面道路の状況等	北東側：幅員約4.9m舗装区道（建築基準法第42条1項1号及び1項5号道路該当）に接面する	
土地の利用状況等	物件1を含む一棟の建物敷地等として利用されている。 建物の配置は、附属資料「建物図面・各階平面図写」のとおり	
供 給 処 理 施 設 (基本的には敷地内への引き込みの有無を基準としている)	上 水 道 都 市 ガ ス 下 水 道	あり あり あり
評 価 対 象 持 分	持分500000分の79728	
特 記 事 項	・ 建築物の敷地は、道路に2m以上接していなければならない。（建築基準法第43条） 本件は隣地1013番14（目的外土地）を含めて2mの要件を満たしており単独では2mに足りない。 ・ 不整形地及び建物密集地で十分な概測が困難であり実測を要する。 ・ 「世田谷区浸水ハザードマップ」に浸水想定に記載がある。	

2 建物の概況

(1) 一棟の建物の概要

建 物 の 用 途	共同住宅（2戸）	
建 築 時 期 及 び 経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載) 経 過 年 数 経済的残存耐用年数	平成1年2月18日新築 約37年 約8年
構 造 ・ 延 床 面 積	軽量鉄骨・鉄筋コンクリート造スレート葺地下1階付2階建, 延床面積 174.05 m ²	
仕 様	外 壁 そ の 他	吹付等 なし
設 備 等	なし	
建 物 の 品 等	やや劣る	
管 理 の 形 態 等	管 理 組 合 管 理 会 社 管 理 形 態	なし なし 自主管理
管 理 の 状 況	普通	
特 記 事 項	なし	

(2) 専有部分の概要

構 造 ・ 種 類	軽量鉄骨・鉄筋コンクリート造地下1階付1階建・居宅	
位 置	地下1階及び1階	
床 面 積	専 有 面 積	1階部分 69.86 m ² 地下1階部分 45.81 m ² 合計 115.67 m ²
	共用部分を含む 現況床面積	119.96 m ²
間 取 り	2LDK+納戸	
仕 様	天井 床 内 壁 設 備 そ の 他	ビニールクロス貼等 フローリング, カーペット等 ビニールクロス貼等 浴室, キッチン, トイレ等 なし
保守管理の状態	やや劣る	
管 理 費 等	管 理 費 修繕積立金 滞 納 額 遅延損害金	なし なし なし なし
専有部分の利用状況等	自用 (居宅として使用している)	
特 記 事 項	・ 地下1階 床やわらかくなっている箇所あり ・ 地下1階 窓なし, 天窓あり ・ 地下1階 水漏れありとの事	

第5 評価額算出の過程

本件は都市型の区分所有建物であるが、一般住宅であるので、積算価格を求め、評価額を下記のとおり決定した。

I 積算価格の試算

土地については敷地利用権等価格を控除し、建物については敷地利用権等価格を加算し、下記のとおり積算価格を求めた。

1 基礎となる価格

① 建付地価格（物件2）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	更 地 価 格		地積 (㎡) ウ	建付 減価 エ	共有持分 オ	建付地価格 (円) カ
	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ				
2	981,000	×0.60	×169.68	×1.00	×79,728/500,000	= 15,930,000

ア 標準画地価格：下記規準価格を中心に、その他の価格資料等を斟酌して地域の標準画地の価格を求めた。

なお、標準画地は、近隣地域において、土地の概況(間口、奥行、規模等)が標準的な中間画地を想定した。

公示地 世田谷-5

(公示地価格) (時点修正) (標準化補正) (地域格差) (規準価格)

$$850,000 \text{ 円/㎡} \times 105/100 \times 100/100 \times 100/91 = 981,000 \text{ 円/㎡}$$

(上三桁未満四捨五入)

時点修正：令和7年1月1日から評価日までの推定変動率

標準化補正：必要なし。

地域格差：公示地の所在地域は、対象地域と比し、街路条件及び駅接近条件等で劣る。

イ 個別格差：不整形地及び2mの接道条件を満たしていないので劣る。

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建 付 減 価：必要なし。

オ 共 有 持 分：登記記載による。

カ 建 付 地 価 格：1万円未満四捨五入の端数整理を行った。

② 建物価格（物件1）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて下記のとおり建物価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/m ²) ア	現況床面積 (m ²) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) エ
1	250,000	×119.96	×0.16	= 4,800,000

ア 再調達原価：一棟の建物の平均単価

イ 現況床面積：固定資産税・都市計画税関係証明書記載の現況床面積（共用部分を含む）を採用。

ウ 現価率：

- ・経過年数約37年、経済的残存耐用年数約8年、観察減価率10%（保守管理の状況を考慮した）
- ・耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用し、現価率を下記のとおり査定した。

現価率：経済的残存耐用年数 ÷ (経過年数 + 経済的残存耐用年数) × (1 - 観察減価率)

現価率 = 8年 ÷ (37年 + 8年) × (1 - 0.10) = 0.16（小数第3位を四捨五入）

エ 建物価格：1万円未満四捨五入の端数整理を行った。

2 敷地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	敷地利用権等割合 イ		敷地利用権等価格 (円) ウ
2	15,930,000	×0.40	場所的利益	= 6,370,000

ア 建付地価格：前記1①カ

イ 敷地利用権等割合：売却により法定地上権が成立しないが、場所的利益（収去されない利益）が認められる。場所的利益の価値割合は、法的な保護が期待できるか否か並びに建物の性質等を総合的に勘案して判定した。

ウ 敷地利用権等価格：1万円未満四捨五入の端数整理を行った。

3 積算価格

前記1で求めた基礎となる価格に、土地については敷地利用権等価格を控除し、建物については敷地利用権等価格を加算し、さらに価格補正、個別格差を施して、下記のとおり積算価格を求めた。

物件 番号	基礎となる価格 (円) ア	敷地利用権等価 格の控除及び加 算 (円) イ	価格補正 ウ	個別格差 エ	占有減価 修正 オ	積算価格 (円) カ
1	4,800,000	+6,370,000	×1.00	×1.00	×1.00	= 11,170,000
2	15,930,000	-6,370,000	×1.00	×1.00		= 9,560,000
合 計						20,730,000

ア 基礎となる価格：前記①カ及び②エ

イ 敷地利用権等価格：前記2ウ

ウ 価 格 補 正：必要なし

エ 個 別 格 差：必要なし

オ 占有減価修正：必要なし

カ 積 算 価 格：1万円未満四捨五入の端数整理を行った。

Ⅱ 評価額の判定

1 試算価格の調整

積算価格を下記のとおり試算した。

積算価格は、土地価格と建物価格を加算したものであり、原価性に着目した供給者価格とされている。本件では積算価格を採用した。

積 算 価 格	20,730,000円
---------	-------------

2 評価額の判定

調整後の価格に、市場性修正及び競売市場修正を施し、さらに滞納管理費等相当額並びにその他の控除（敷金等）を考慮して評価額を決定した。

物件 番号	積算価格 (円) ア	市場性 修 正 イ	競売市場 修 正 ウ	滞納管理 費等相当 額の減価 エ	その他の控除 (敷金等) オ	評 価 額 (円) カ
1	11,170,000	×1.00	×0.80			= 8,940,000
2	9,560,000	×1.00	×0.80			= 7,650,000
一括価格（合計）						16,590,000

ア 積算価格（P9・10）より

イ 市場性修正：必要なし

ウ 競売市場修正：「第2評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した修正を行った。

エ 滞納管理費等相当額の減価：本件の場合なし。

オ その他の控除(敷金等)：本件の場合なし。

カ 評価額：1万円未満四捨五入の端数整理を行った。

第6 参考価格資料

地価公示価格（世田谷－5）

所 在：東京都世田谷区大原1丁目1060番23「大原1-3-6」

価 格：850,000円/㎡

位 置：京王電鉄京王井の頭線・小田急電鉄小田原線「下北沢」駅の北西方
約680mに位置する。

価 格 時 点：令和7年1月1日

地 積：133㎡

供給処理施設：水道・下水・ガス

接 面 街 路：北西側3.8m区道

用 途 指 定 等：第一種低層住居専用地域（建ぺい率50% 容積率150%），準防火地域
地 域 の 概 要：一般住宅、アパート等が建ち並ぶ住宅地域

第7 附属資料

位置図

公図写

建物図面・各階平面図写

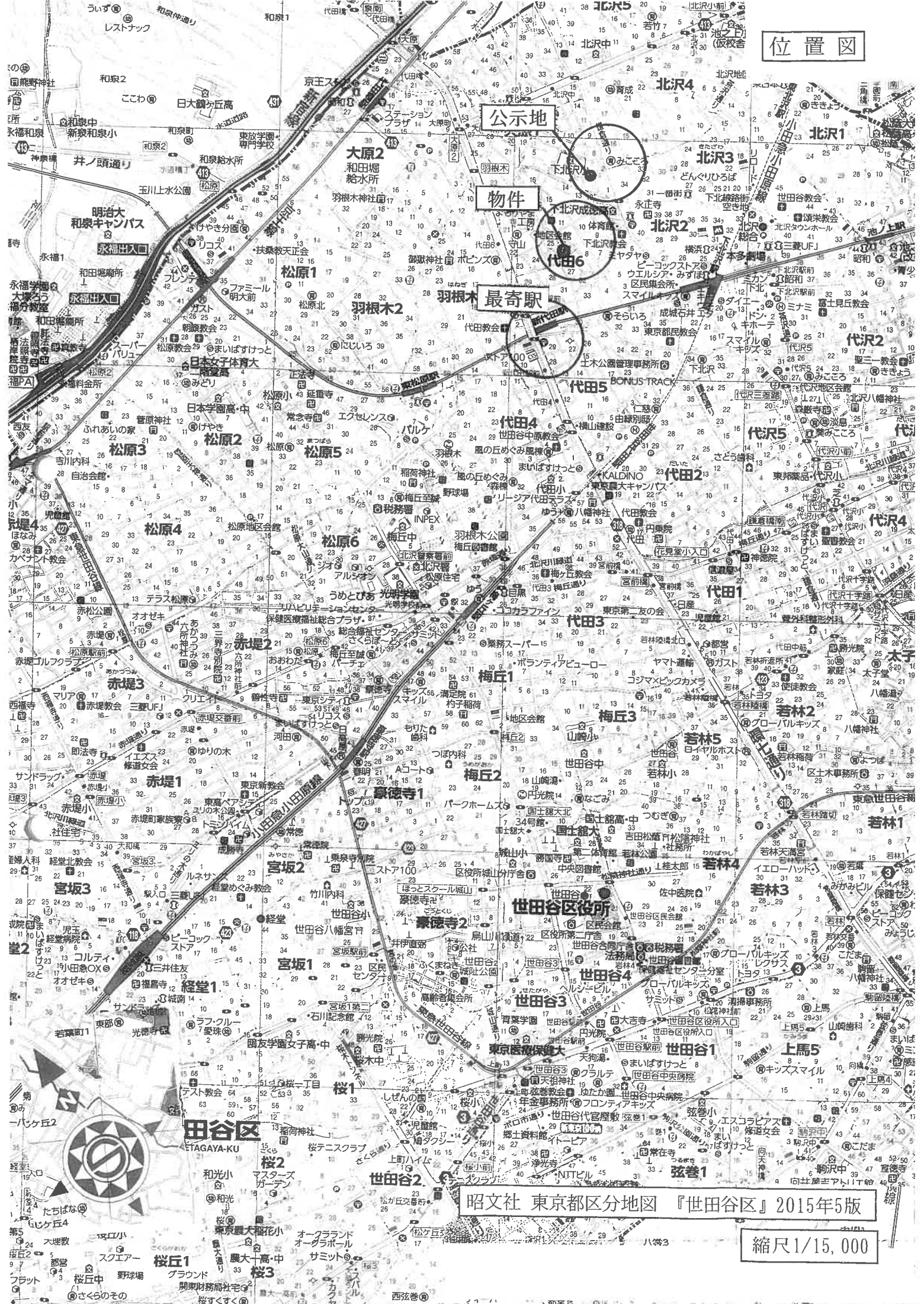
以 上

令和7年11月18日

評価人 不動産鑑定士

萩 原 謙 介 印

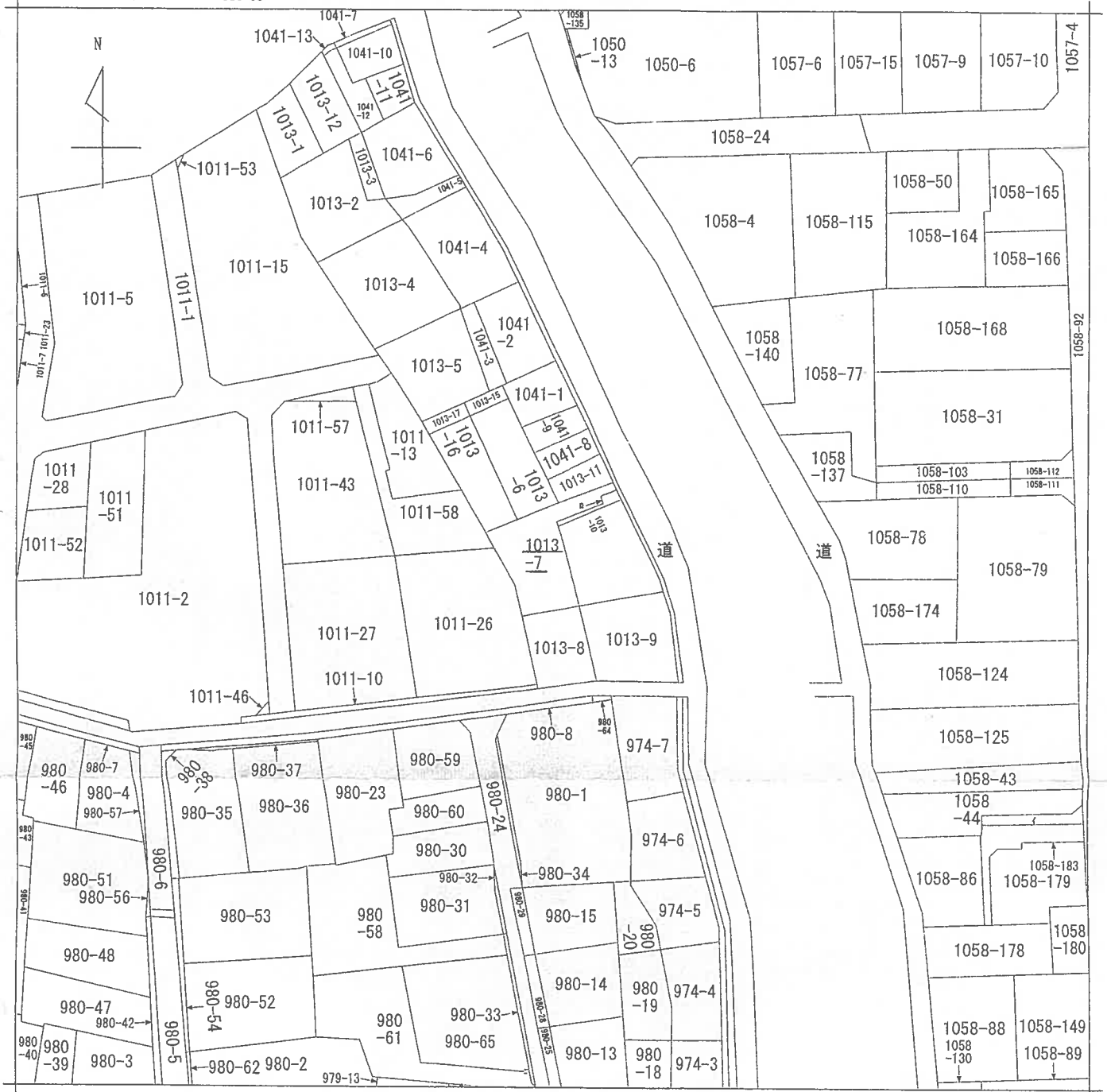
位置図



昭文社 東京都区分地図『世田谷区』2015年5版

縮尺1/15,000

イ 1058-100 ハ 979-11
ロ 1013-14 ニ 980-66



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	世田谷区代田六丁目				地番	1013番7			
出力縮	1/600	精度区		座標系 番号 又は 記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					備付年月日 (原図)			補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(東京法務局世田谷出張所管轄)

令和7年8月22日

東京法務局

地図整理番号：M91539

登記官

(1/1)

A 3 判を A 4 判に縮小

登記年月日：平成15年5月2日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(東京法務局世田谷出張所発)

令和7年8月22日

東京法務局

登記簿

地図整理番号：M91540

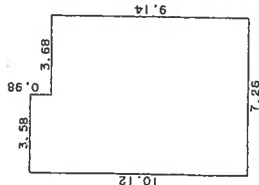
建物各階平面図

家屋番号
代田6丁目1013番
7の2

建物の所在
世田谷区代田6丁目1013番地7

各階平面図

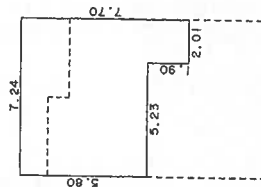
1 階



求積表

10.12 X 3.58	=	36.2296
9.14 X 3.68	=	33.6352
合計		69.8648
床面積		69.86 m ²

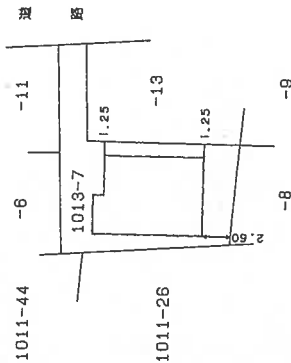
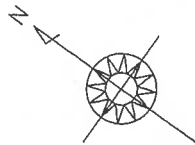
地下1階



求積表

5.80 X 5.23	=	30.3340
7.70 X 2.01	=	15.4770
合計		45.8110
床面積		45.81 m ²

建物の存する部分1階、地下1階



(日調連12)

作製者

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

319167

(長瀬新)

平成15年5月2日

A3判をA4判に縮小